この春卒業する留学生の皆さんへ

2020年の春に卒業して、特定技能のビザに変更したい留学生の方は、早めに申請してください！

留学生の就職を助けるための窓口

地方出入国在留管理局には、「留学生の就職を助けるための窓口」があります。

2019年12月1日から2020年3月31日までは予約をしなくても、特定技能変更について相談したり、申請書類に間違いがないか確認をしてくれます。

税金や保険料を払っていますか？

① 国税　② 国民健康保険（税）
③ 地方税　④ 国民年金

この４つを払っているかどうかを確認できる資料を提出してください。

・・・申請する時に①から④までを払っていないことがわかると、申請が通るまでさらに時間がかかります。税金や保険料を払いましょう！

アルバイトをしている方へ

いくつかアルバイトをしている人は**確定申告**が必要です。在留資格変更の申請をする時に税務署から発行される**納税証明書（その３）**を提出する必要があります。

確定申告をする必要がない人は市役所や市税事務所から発行される**課税証明書**とアルバイト先からもらえる**源泉徴収票**が必要です。

※なお、課税証明書に書かれた年度の源泉徴収票をなくしてしまった人は、アルバイト先から源泉徴収票をもう一度もらってください。

扶養を受けている家族の方へ

１号特定技能の外国人の家族は**「家族滞在」**のビザはとれません。しかし、留学生が１号特定技能外国人になった時「家族滞在」だった人は、**「特定活動」**のビザで日本にいられます。そのため、ビザの変更申請手続きが必要になります。

その他、分からないことがあれば、センターまで連絡してください！

北海道外国人相談センター
Hokkaido Foreign Resident Support Center
www.hiecc.or.jp/soudan
E-MAIL: support@hiecc.or.jp
TEL: 011-200-9595　FAX: 011-221-7845
www.facebook.com/hiecc.support